

知的財産権概論 第4回

特許における「発明」とは？

たくみ特許事務所
弁理士 佐伯 裕子

特許における「発明」とは？

1. 特許法における「発明」の定義
2. 「発明」に該当しないもの
3. 「産業上利用することができる発明」とは
4. 特許を受けることができない「発明」
5. 特許法における「発明」のカテゴリー
6. 「発明」の種類

特許法における「発明」

1. 発明の定義（§2-1）

この法律で『**発明**』とは、自然法則を利用した技術的
思想の創作のうち高度のものをいう。

2. 特許法で扱う「発明」（§29-1柱書）

『**産業上利用することができる発明**』をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

産業＝工業、農業、鉱業、水産業、サービス業、運輸業

↔ 医療、宗教、教育、研究

「発明」に該当しないもの

1. 自然法則自体(≠自然法則の利用)
 - ・万有引力の法則、エネルギー保存の法則など
2. 単なる「発見」であって「創作」ではないもの
 - ・天然の鉱石発見、自然現象の発見など
3. 自然法則に反するもの
 - ・「永久機関」(熱力学第2法則に反する)
4. 自然法則を利用していないもの
 - ・経済法則、数学上の公式など
5. 「技術的思想」でないもの
 - ・技能、美的創造物(絵画、彫刻)、操作マニュアルなど
6. 明らかに解決不可能な発明
 - ・強力な電波による津波抑制装置

「産業上利用することができる発明」 に該当しないもの

1. 人間を手術、医療または診断する方法(医療≠産業)
医療行為(医師又は医師の指示を受けた者が行う行為)、
医師の「判断」が必要な場合⇔機器が判断する場合はOK
2. その他の業として利用できない発明
 - ・個人的にのみ利用される発明(喫煙方法など)
 - ・学術的、実験的にのみ利用される発明
3. 未完成発明
 - ・明らかに実施できない発明
 - ・目的を達成するための手段が不明確(アイデア発明)
 - ・実験的な裏付けを欠くもの(特に、化学的、生物学的分野)

特許を受けることができない発明 (不特許事由:公序良俗違反)

公序良俗違反とは(§ 32)公開前は、§ 64-2

「**公の秩序、善良の風俗**」又は「**公衆の衛生**」を害するおそれがある発明

1. 公の秩序(国家社会の一般的利益)

善良の風俗(社会一般の道德観念)を害する蓋然性が高い発明

- ・ 紙幣偽造機、泥棒を目的とした七つ道具等
- ・ 登録商標の無断使用、自社製品PR
 - ・ 公開前の方式審査、実用新案も同様

2. 公衆の衛生(国民の健康増進)を害する恐れのある発明

- ・ アヘン吸引器 ⇔ たばこ用パイプ
- ・ 明らかな毒物 ⇔ 医薬品、食品などの毒性、副作用の問題
「抗癌剤」の場合、明らかに重篤な副作用があっても人命維持の利益は大きいので通常該当しない。

特許を受けられる発明の条件

- ① 特許法上の**発明**で**産業上利用できる発明**である
- ② 発明の単一性
- ③ 新規性
- ④ 進歩性
- ⑤ 先の出願がない（先願主義）
- ⑥ 明細書の記載要件に不備がない
- ⑦ その他（**公序良俗違反**ではない）

発明と発見

発見

創作

発明

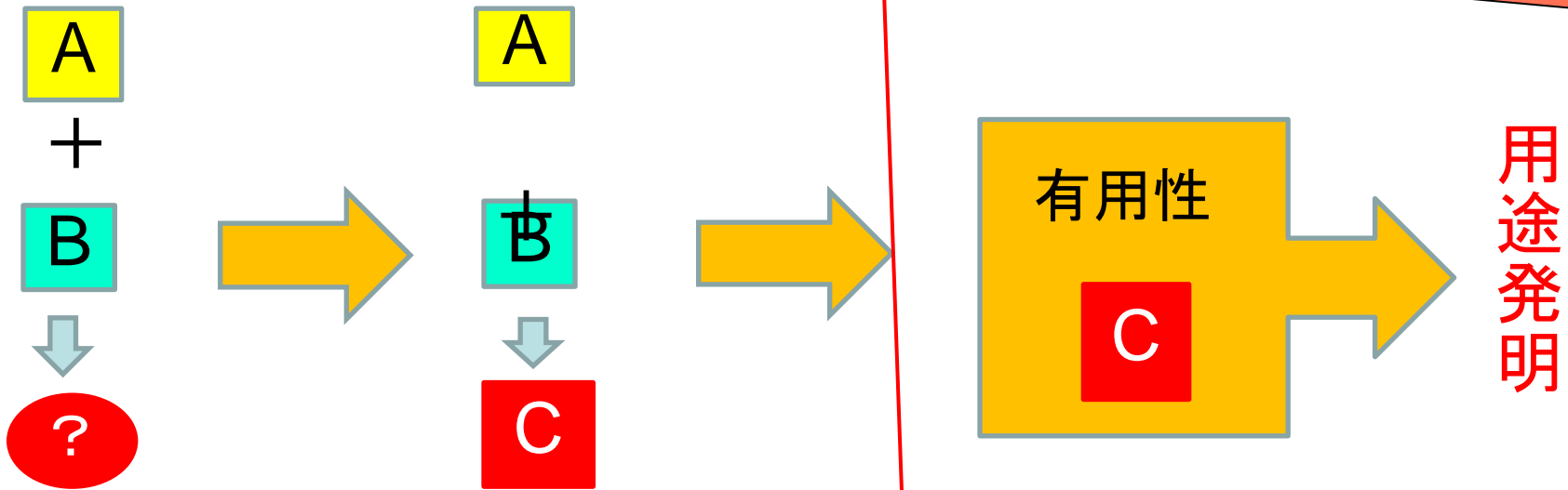
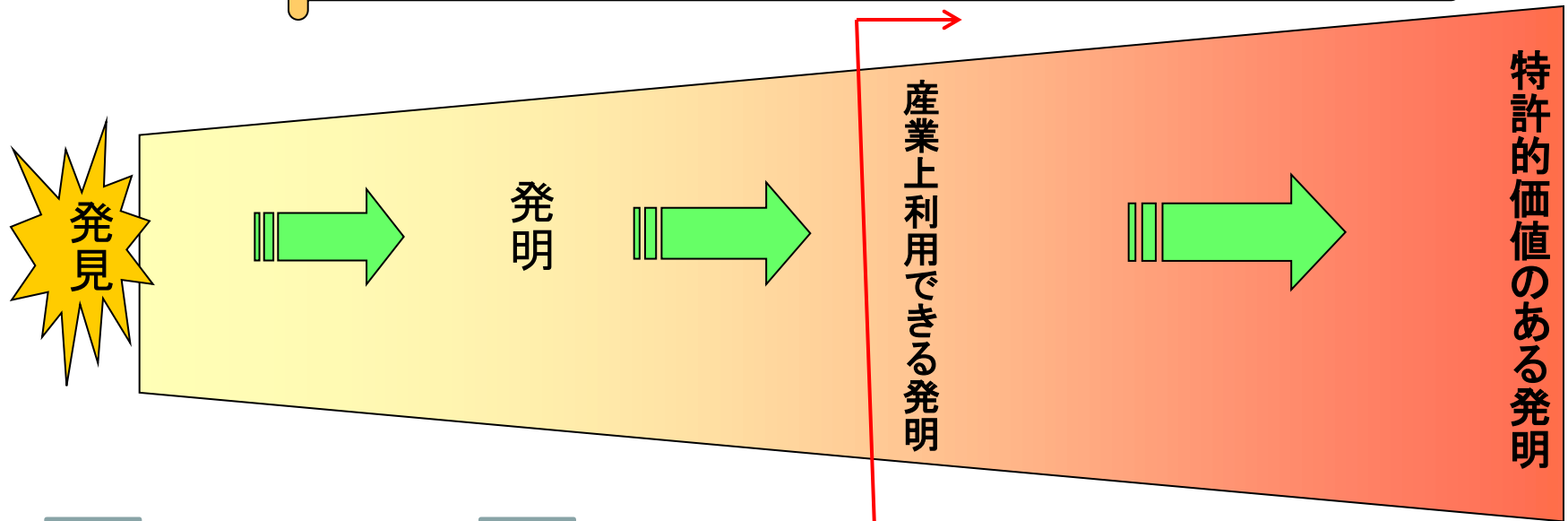
人の手が加わること

天然鉱石
野山の草花
自然現象
自然法則

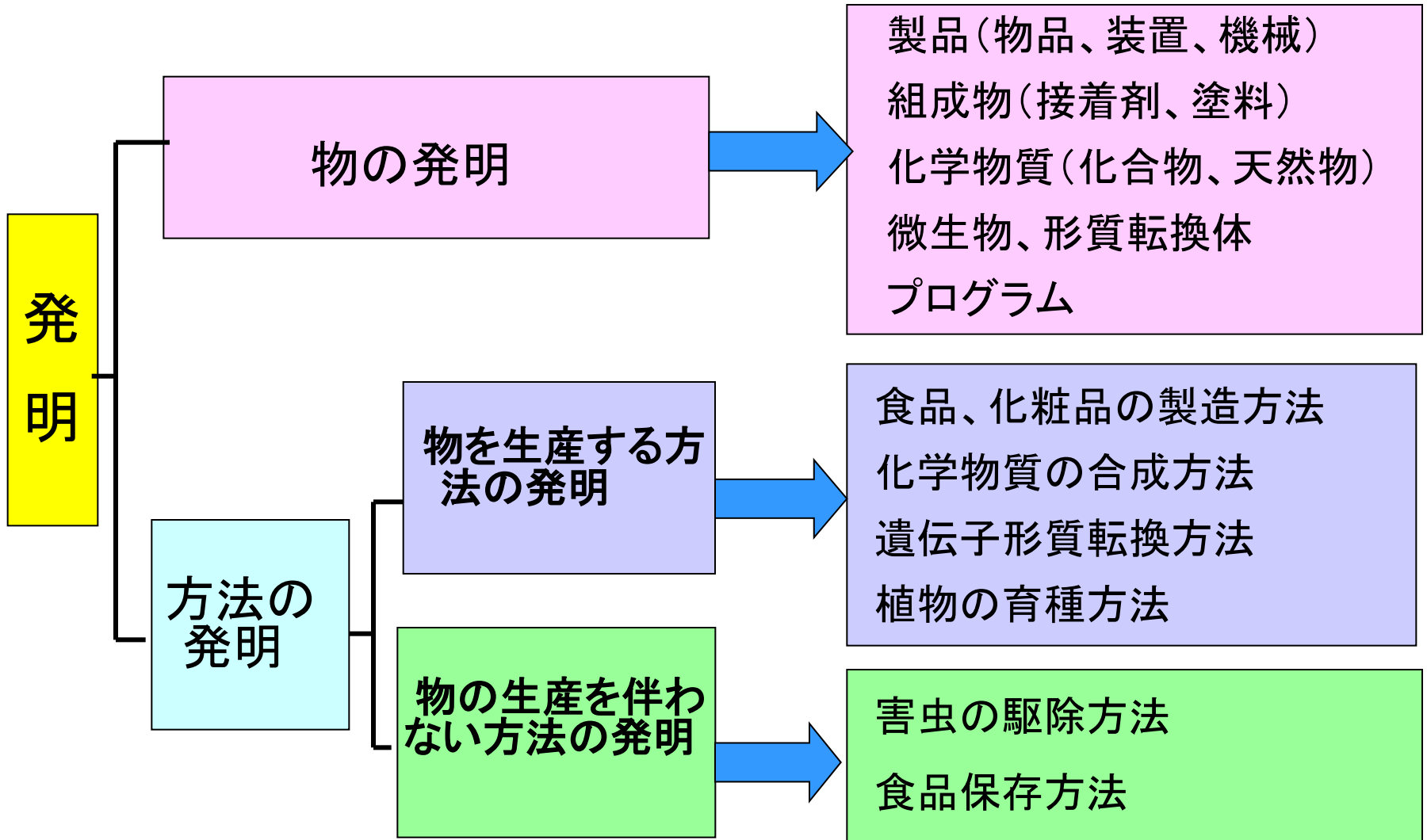
分離・精製
培養・抽出
化学合成
品種改良

微生物
遺伝子
天然抽出物
化学物質
品種改良植物

発見から特許的価値のある発明へ



発明のカテゴリーと発明の種類



発明の種類

1. 製品などの発明 ・・物品、装置、機械、製剤など
2. 組成物の発明： 複数成分からなる均質な混合物の発明
 - ・・・接着剤、塗料、化粧品、セメント、配合剤、医薬組成物など
3. 化学物質発明 ・・・化合物(最終物質、中間体)、天然物、核酸
4. 生物関連の発明： 生物(微生物、植物、動物)に関連した発明。
 - ・・・天然から分離された微生物、突然変異体、形質転換体、細胞融合体
5. プログラムの発明(平14. 9. 1施行改正法)
 - 「プログラム＝物」と定義、ネットで送信、販売可能
6. ビジネスモデル特許： 新規なビジネス方法をネットワーク技術などで具体化
7. 用途発明： 物質の新たな用途の発見に基づく発明
 - ・・・医薬用途発明、農薬、食品添加物
8. 製法発明： 物の新たな製法に関する発明
 - ・・・食品の製造方法、化学物質の製造方法、植物の育種方法など
9. その他

判決紹介(1) 平成16年(行ケ)第188号 「回路のシミュレーション方法事件」(東京高裁平16.12.21)

＜発明の概要＞

LSI等の回路のシミュレーションのための連立方程式をBDF(後退差分公式)法によって解を求める発明。

＜判示事項＞

本願発明は自然法則を利用した技術的思想の創作でなく特許を受けることができない、とした審決を維持。

「・・・現実の回路の物理的特性は、非線形連立方程式に反映されるだけで、その解析には利用されないものであり、数学的な処理により解析が行われるにすぎない。」

判決紹介(2) 最高裁昭和39年(行ツ)第92号「原子力エネルギー発生装置事件」(最高裁昭44.1.28第三小法廷判決)

＜発明の概要＞

原子炉の基本原理：「原子炉特許第1号」として世界的な著名特許、日本以外は特許登録

発明者：イレーヌ・ジョリオ・キュリー(キュリー夫人の長女)

＜判示事項＞

「産業上利用することができる発明」に該当しない。

「発明の技術内容がその分野における通常の知識経験を持つ者にとって反復実施できる程度にまで、具体化、客観化されていないものは、技術的に未完成で、工業的発明に当たらない。」

危険防止、安全面からの完成度についても言及。

判決紹介(3) 昭和63年(行ケ)第133号「錦鯉飼育法事件」(東京高裁平2.2.13判決、最高裁上告棄却)

＜発明の概要＞

スピルリナ属藍藻類を錦鯉の餌に添加して色揚げ(赤色に着色)を行う方法

特許権者:日本スピルリナ(株)vs鳥取県錦鯉養殖漁業生産組合

＜判示事項＞

スピルリナプラテンシスがある種の生体に対して色揚げ効果を有することは自然法則であっても、スピルリナプラテンシスを「赤色系錦鯉等」に対して「給餌」することに単なる「発見」を越えて自然法則を利用した技術的思想の創作といいい得る要素が含まれている。

練習問題1

- 次の中で「発明」又は「産業上利用することができる発明」とされないものはどれか？
 - ① 星座占い術
 - ② ヒトゲノムから単離された成長ホルモン遺伝子
 - ③ 竜巻発生予測のためのコンピュータープログラム
 - ④ 恐竜の全長骨格のそろった化石
 - ⑤ 相対性理論
 - ⑥ ピラミッドパワーによる食品保存方法
 - ⑦ 薬草から抽出した植物エキス

練習問題2

- 次の発明のカテゴリーは「物」「生産方法」「他の方法」のいずれか？
 - ①大腸菌XYZ株。
 - ②大腸菌XYZ株を培養する工程を含む化合物Aの製造方法。
 - ③化合物Aを含む殺虫剤。
 - ④化合物Aを用いた殺虫方法。
 - ⑤化合物Bと化合物Cとを配合した接着剤。
 - ⑥化合物Bと化合物Cを配合する接着剤の製造方法。
 - ⑦化合物B及び化合物Cを用いる接着方法。

今日のポイント

1. 発見 → 発明

→ 産業上利用できる発明

→ (特許的価値のある発明)

2. 発明のカテゴリー

- ・物の発明

- ・方法の発明

 - ・・物を生産する方法

 - ・・生産を伴わない方法の発明